

建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

（所有者又は全部の管理の権原者）

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

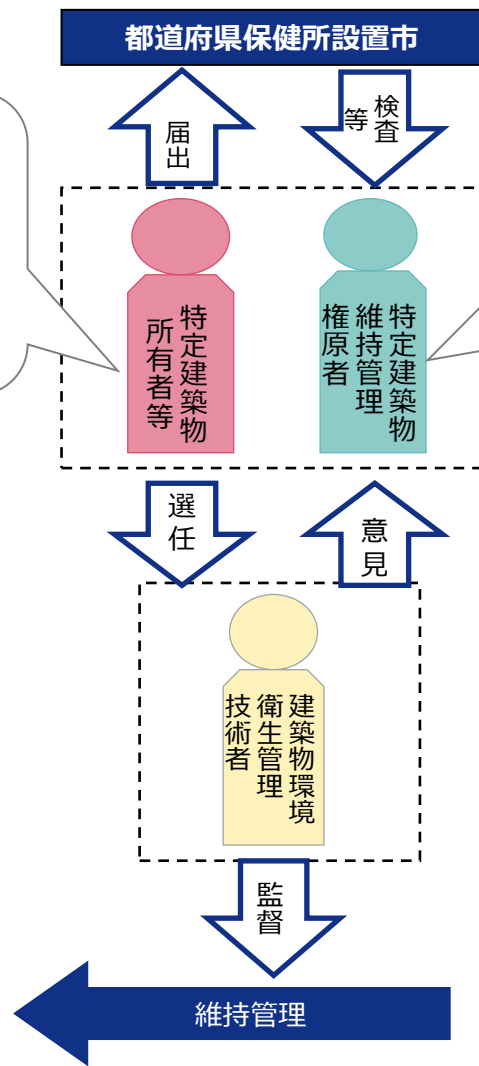
- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

特定建築物

47,530か所（令和3年度末）
（3000m²以上）
興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、旅館等
（8000m²以上）
小学校、中学校等

【建築物環境衛生管理基準】

- ・空気環境の調整
- ・飲料水の管理
- ・雑用水の管理・排水の管理
- ・清掃・ねずみ、昆虫等の防除



ビルメンテナンス業者

<都道府県知事の登録対象業種>
* 延べ登録営業所数 18,148か所（令和3年度末）

5号	6号	7号	8号
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
1号	2号	3号	4号
建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水質検査業